

第 50 号議案

新バスターミナルビル周辺デッキ屋根その他工事請負契約締結の件
新バスターミナルビル周辺デッキ屋根その他工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 8 年 5 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 新バスターミナルビル周辺デッキ屋根その他工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 神戸市中央区雲井通 4 丁目、雲井通 5 丁目、雲井通 6 丁目、
雲井通 7 丁目、雲井通 8 丁目及び小野柄通 6 丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | デッキ屋根新築工 一式
機械設備工 一式
昇降機設備工 一式 |
| 4 | 請 負 金 額 | 21億 8,350 万円 |
| 5 | 請 負 人 | 大阪市中央区備後町 1 丁目 7 番 10 号
大林ファシリティーズ・関西建設工業特定建設工事共同企
業体
代表者 大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店
取締役常務執行役員大阪支店長 松井 秀
雄 |
| 6 | 支 出 科 目 | 一般会計 都市計画費 都市計画総務費
都市計画総務費 工事請負費 |
| 7 | 完 成 期 限 | 令和 9 年 12 月 15 日 |

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 3 月条例第 84 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があるため。